

○大阪成蹊大学大学院学則

平成29年9月14日
制定

第1章 総則

第1節 目的及び自己点検・評価

(目的)

第1条 大阪成蹊大学大学院(以下「大学院」という。)は、大阪成蹊学園の建学の精神「桃李不言下自成蹊」に基づき、学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い公表する。

2 前項の点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

第2節 組織

(研究科)

第3条 大学院に、次に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

2 前項の研究科における目的は次に掲げるとおりとする。

現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成を目的とする。

(教育方法の特例)

第4条 次の研究科又は専攻に、専ら夜間において教育を行う課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

(入学定員及び収容定員)

第5条 研究科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
------	-----	------	------

教育学研究科	教育学専攻	5人	10人
合計		5人	10人

第3節 教職員組織

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。

(教員組織)

第7条 研究科に、教授、准教授、講師及び助教を置く。

第4節 研究科委員会

(研究科委員会)

第8条 研究科に研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため研究科委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学院通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学期ごとの授業の開始日及び終了日について変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園の創立記念日(4月20日)

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 学長は、必要に応じて、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第12条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、第18条第1項及び第19条第1項の規定により入学を許可された者は、それぞれの在学すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)が、その旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。ただし、在学期間は、4年を超えることはできない。

第3節 入学、再入学、休学、復学、転学、退学及び除籍等

(入学時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 大学院に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法に定める大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を終了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳以上の者

(入学の出願)

第15条 大学院に入学を志願する者は、入学志願票に、別に定める書類及び第47条に定める検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考する。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第48条に定める入学手続き料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第18条 やむを得ない事由により大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。

(転入学)

第19条 他の大学院(外国の大学院を含む)に在学している者で、大学院への転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。

(休学)

第20条 疾病その他正当な事由により2月以上就学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第21条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、1年を限度とし

て休学期間の延長を認めることができるが、通算2年を超えることはできない。

2 休学期間は、第12条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第23条 他の大学院に、入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第24条 外国の大学院へ留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項により留学した期間は、第12条の定める修業年限に含めることができる。

3 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、第32条の規定を準用する。

(退学)

第25条 退学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、委員会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第21条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明で修学できない者

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第27条 大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第28条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目及び単位数については別表のとおりとし、履修方法等については、別に定める。
- 3 第2項の規定にかかわらず、長期履修学生については、その計画的な履修を認めることができる。

(授業の方法等)

第29条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又は併用により行うものとする。

(単位)

第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認められるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、委員会の審議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院に留学し、修得した場合に準用する。
- 3 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導の委託)

第33条 教育上有益と認められるときは、委員会の審議を経て、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認められるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を委員会の審議を経て、研究科長が大学院入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。
- 3 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 成績の評価は、A・B・C・D及びEをもって表し、D以上を合格とする。

(教育職員免許状)

第36条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 大学院において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。
- (1) 小学校教諭専修免許状
- (2) 幼稚園教諭専修免許状

第5節 修了及び学位

(課程の修了)

第37条 大学院に第12条の規定による修業年限以上在学し、次に掲げる単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文審査に合格した者については、委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

科目区分	単位数	計
必修科目	基礎科目(地域・学校実践演習Ⅰ：2単位、地域・学校実践演習Ⅱ：2単位)計4単位 基本科目(研究方法論Ⅰ：2単位、研究方法論Ⅱ：2単位)4単位 研究指導(研究指導Ⅰ：1単位、研究指導Ⅱ：1単位、研究指導Ⅲ：1単位、研究指導Ⅳ：1単位)4単位 合計12単位	30単位以上
選択科目	基本科目のうち、必修を除く5科目から、3科目6単位選択 専門科目のうち、「地域教育実践演習Ⅰ(2単位)」または「学校教育実践	

	演習Ⅰ(2単位)」のうちいずれか2単位、「地域教育実践演習Ⅱ(2単位)」または「学校教育実践演習Ⅱ(2単位)」のうちいずれか2単位、計2科目 4単位選択 上記以外の選択科目のうち、4科目8単位以上	
--	--	--

(学位)

第38条 大学院の課程を修了した者には、次の区分により学位を学長が授与する。

研究科	専攻	授与する学位
教育学研究科	教育学専攻	修士(教育学)

2 学位の授与等に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第39条 優秀な学業成績を修め又は模範となる行為のあった学生に対しては、委員会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学生が、学則、諸規程及び諸指示を守らないときは、委員会及び教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の懲戒のうち、退学については、次の各号に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第41条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することが

ある。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 大学院の学生以外の者で、大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院の学生以外の者で、大学院において一又は複数の授業科目について履修することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第45条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、単位互換履修生として入学を許可することがある。

- 2 単位互換履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 日本国籍を有しない者で、大学院において教育を受ける目的を持って入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可し、単位を与えることがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第47条 大学院への入学志願者は、入学検定料として35,000円を納めなければならない。

(入学金及び授業料)

第48条 入学金及び授業料の額は次のとおりとする。

種別	年額
入学金	200,000円
授業料	500,000円

2 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生の入学検定料、入学金及び授業料については、別に定める。

(授業料の納期)

第49条 授業料の納期は、各年度に係わる授業料については前期及び後期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 入学金の納期は入学時とし、授業料の納期は、前期分にあたっては4月30日まで、後期分にあたっては10月2日までとする。

3 大学院において、特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めるものとする。

4 前項の分納又は延納の期限等については、別に定める。

5 第12条第3項の規定により長期履修学生制度の適用を受けた場合の授業料等の納入方法については、別に定める。

(その他の納付金)

第50条 実習費その他必要な費用は、別に徴収する。

(復学等の場合の授業料)

第51条 学年の中途において復学した者の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第52条 休学期間中の授業料は免除する。

2 前期又は後期の途中で休学した者は、休学が許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(退学等の場合の授業料)

第53条 退学、転学する者は、その当該期までの授業料の全額を納入しなければならない。

(授業料の免除)

第54条 経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者、休学中の者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は授業料を分納して納入させることができる。

2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第28条関係)

基礎科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
基礎科目	地域・学校実践演習Ⅰ	1	2			演習
	地域・学校実践演習Ⅱ	1	2			演習

基本科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
基本科目	現代教育実践学Ⅰ(臨床教育学)	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅱ(幼児教育学)	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅲ(教育心理学)	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅳ(発育発達学)	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅴ(教育社会学)	2		2		講義

	研究方法論Ⅰ	1	2			演習
	研究方法論Ⅱ	1	2			演習

専門科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
カリキュラム 開発領域科目	カリキュラム 開発特論Ⅰ (学力と評価)	1		2		講義
	カリキュラム 開発特論Ⅱ (リテラシー)	1		2		講義
	カリキュラム 開発特論Ⅲ (身体と健康)	2		2		講義
	カリキュラム 開発特論Ⅳ (表現)	2		2		講義
	カリキュラム 開発特論Ⅴ (集団学習論)	2		2		講義
	学校教育実践 演習Ⅰ	2		2		演習
	学校教育実践 演習Ⅱ	2		2		演習
	教育コミュニ ティ創造領域 科目	教育コミュニ ティ特論	1		2	
多文化共生社 会特論		1		2		講義
対人援助特論		2		2		講義
家庭支援特論		2		2		講義
地域教育実践 演習Ⅰ		2		2		演習
地域教育実践 演習Ⅱ		2		2		演習
現代教育実践	教育組織開発	1		2		講義

領域科目	特論					
	コミュニ ティ・スクー ル特論	2		2		講義
	シチズンシッ プ教育特論	2		2		講義
	インクルーシ ブ教育特論	2		2		講義

研究指導

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
研究指導	研究指導Ⅰ	1	1			演習
	研究指導Ⅱ	1	1			演習
	研究指導Ⅲ	2	1			演習
	研究指導Ⅳ	2	1			演習